

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の基本方針の一つに「企業としても個人としても折り目正しい行動をする」を掲げております。株主より経営の付託を受けた取締役は、当社の業務執行に関する意思決定機関である取締役会の機能充実に努め、機動的な意思決定と経営の透明性を確保します。監査役は、その地位の独立性を確保しつつ、取締役の職務執行に対する監査機能を充実し、強化します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新** 10%以上20%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	21,490,900	7.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	13,139,000	4.73
株式会社みずほコーポレート銀行	10,650,200	3.84
株式会社損害保険ジャパン	10,279,000	3.70
持田製薬株式会社	8,000,000	2.88
ジュニパー	6,644,300	2.39
野村信託銀行株式会社(投信口)	4,488,100	1.61
キッコーマン株式会社	4,430,000	1.59
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103	4,421,421	1.59
中央魚類株式会社	4,140,520	1.49

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
決算期	3月
業種	水産・農林業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は上場子会社を1社有しております。当該上場子会社の社外取締役を当社の取締役1名が兼務しておりますが、上場子会社の独立性は確保されている状態にあります。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
大澤佳雄	他の会社の出身者				○					○	
若杉敬明	他の会社の出身者				○					○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
大澤佳雄	○	当社前社外監査役(金融機関の元取締役)。独立役員。	金融機関の常務取締役や証券会社の社長の経歴を通じて培った知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため社外取締役として選任しております。また、同氏は主要取引銀行である株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほコーポレート銀行)の常務取締役を平成9年6月に退任、また、みずほ証券株式会社の取締役社長を平成17年3月に退任しております。当社は複数の金融機関と取引をしておりますが、株式会社みずほコーポレート銀行からの借入金は全体の2割以下で借入依存度は突出しておらず、同行の当社に対する影響度は希薄であり一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないことから、独立役員として適格であると判断しております。
若杉敬明	○	学識経験者。独立役員。	経済学・金融の専門家としての高い見識と他の企業の社外役員としての経験を当社の経営に活かしていただくため社外取締役として選任しております。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一

般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人から監査計画や監査結果について定期的に報告を受けるとともに、会計監査人の監査の一部に立会い相互連携しております。

監査役と内部監査部門との間で必要な情報交換や意見交換を行っております。

内部監査部門は、当社およびグループ各社の業務監査結果を監査役に報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i		
細谷義徳	他の会社の出身者										○	○
木下啓史郎	他の会社の出身者										○	○
佐原和正	他の会社の出身者										○	○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
細谷義徳	○	弁護士。独立役員。	企業法務に精通しており、その専門的知見を当社の監査で発揮していただくため社外監査役として選任しております。また、同氏の所属する弁護士事務所に対し顧問料を支払っておりますが、金額は同弁護士事務所の規模に比して小額であり、同氏は当社の依頼案件に関与していません。従って、同氏は一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
木下啓史郎	○	金融機関の元常務執行役員。損害保険会社の元取締役。独立役員。	金融機関での長年の経験及び幅広い見識を当社の監査で発揮していただくため社外監査役として選任しております。同氏は主要取引銀行である株式会社みずほコーポレート銀行の常務執行役員を平成14年6月に退任しておりますが、株式会社みずほコーポレート銀行からの借入金は全体の2割以下で借入依存度は突出しておらず、同行の当社に対する影響度は希薄であります。また、同氏は平成21年6月まで株式会社損害保険ジャパンの取締役でした

			が、同社との取引金額は同社の規模に比して小額であり、主要な取引先に該当いたしません。従って、同氏は一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
佐原和正	○	公認会計士。独立役員。	公認会計士として会計監査業務における豊富な経験と幅広い知識を当社の監査で発揮していただくため、社外監査役として選任しております。また、同氏は平成22年6月に当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人を退社しておりますが、同監査法人への報酬額は同監査法人の規模に比して小額であります。従って、同氏は一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	5名
---	----

その他独立役員に関する事項	
---------------	--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

取締役兼務執行役員については、業績にあわせて執行役員業績連動報酬を支給しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新	一部のものだけ個別開示
--	-------------

該当項目に関する補足説明 更新	
---	--

前事業年度にかかわる役員の報酬等の額
 取締役 7名 360百万円
 (うち社外取締役)(2名) (31百万円)
 監査役 4名 99百万円
 (うち社外監査役)(2名) (31百万円)

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。但し、執行役員兼務取締役の執行役員分給与、および当事業年度にかかわる執行役員業績連動報酬41百万円は、取締役支給額に含めております。

また、当社は連結報酬等の総額が1億円以上の取締役および監査役については、個別報酬を有価証券報告書で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
---	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
------------------------	--

取締役報酬は原則として月例固定報酬としておりますが、取締役が執行役員を兼務する場合はその報酬に執行役員月例給与と執行役員業績連動報酬を含んでおります。

取締役の報酬総額(執行役員兼務取締役の執行役員給与および執行役員業績連動報酬を含む)は、平成21年6月25日開催の定時株主総会で決定された取締役報酬の限度内とし、役位別に支給額を取締役会にて決定しております。

執行役員を兼務する取締役の執行役員業績連動報酬は、毎期株主配当金総額と連結経常利益の達成度に応じて役員別に支給額を取締役会にて決定しております。

監査役の報酬は月例固定報酬とし、平成19年6月27日開催の定時株主総会で決定された監査役報酬の限度内で、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役の求めに応じて、内部監査部門、秘書室その他部署の従業員が職務を補助しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役は、経営の透明性の向上・経営監督機能の強化を図るため任期を1年とし、経営陣から独立した立場の社外取締役を選任しております。現在社外取締役2名を含む7名で構成される取締役会は、原則として毎月1回以上開催し、重要事項の決定と業務執行状況の監督を行っております。

業務執行については、業務執行体制をさらに強化し、より機動的にかつ効率的な業務運営を行うため、平成21年6月25日付けで執行役員制度を導入いたしました。取締役会で選任された執行役員は、原則として毎月1回開催される執行役員会において、業務に係る重要事項の審議・決議および執行状況の報告を行っております。

監督・監査については、社外取締役は経営から独立した立場で取締役会に出席し、経営の監督に当たっており、社外監査役3名を含む監査役は取締役会に出席し、取締役の職務執行を監査するとともに、必要に応じて執行役員会に出席しております。

また、社長直轄の内部監査部門が当社グループの業務について内部監査を実施しております。会計監査については、会社法および金融商品取引法に基づく会計監査として、新日本有限責任監査法人と契約を締結し、監査を受けております。

取締役・監査役の選任および報酬決定に関しては、取締役会または監査役会で審議のうえ株主総会の決議によって行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

監査役設置会社である当社は、企業活動全般について適正性を判断する上での知見を有する者および財務・会計に知見を有する者を監査役に選任するとともに、第96期定時株主総会で新たに選任された社外監査役を含め経営陣より独立した立場の社外監査役3名を選任し監査役会を設置しております。社外監査役を含む監査役4名による監査体制が経営監督機能として有効であると判断し、監査役設置会社形態を採用しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	開催日は、平成23年6月28日
電磁的方法による議決権の行使	平成18年6月28日開催の定時株主総会より、株主名簿管理人である中央三井信託銀行のシステムを利用して実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成19年6月27日開催の定時株主総会より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
その他	招集通知発送に際して議決権行使のお願いを内容とする文書を同封しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に一度(5月と11月)、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトにて、決算短信、決算説明会資料、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務広報部広報課	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業姿勢宣言・倫理憲章・品質保証憲章・環境憲章
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境報告書の作成・公開
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	倫理憲章・倫理行動基準

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1) 経営に携わる者は、当社の経営理念に基づき制定された、企業姿勢宣言・倫理憲章・品質保証憲章・環境憲章を率先垂範するとともに、課長との懇談会や社員との経営懇談会などを通じて周知徹底する。

(2) 事業活動における法令・社内規程等の遵守を確保するため、社外弁護士が参加する代表取締役社長執行役員直轄の組織である倫理委員会は、社員教育・研修の強化によるコンプライアンス徹底の企画・運営や、コンプライアンスに関する業務上の諸課題への最終判断などを行い、リスクマネジメント担当役員がその活動内容を取締役に報告する。

(3) 当社グループにおけるコンプライアンス上疑義のある行為等について、当社グループの役職員が倫理委員会に直接通報できる内部通報制度を設け、窓口を社内外に設置するとともに、取引先など社外からの通報も受け付ける。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

(4) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制については、社内に専任組織を設置し、全社的な内部統制の状況を把握するとともに、重要な業務プロセスなどを文書化し、評価・改善する取り組みを連結ベースで行う体制を構築している。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 株主総会議事録、取締役会議事録、執行役員会議事録、取締役・執行役員を委員長とする各種委員会の議事録および社内規程に従って作成された稟議書や実施報告書等(以下「文書等」という)については、法令および情報セキュリティ基本方針など社内諸規程に基づき適切な保存・管理を行う。

(2) 取締役、監査役および執行役員は、いつでも文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 代表取締役社長執行役員直轄の組織であるリスクマネジメント委員会は、リスクマネジメント規程に基づいて当社グループのリスクマネジメントシステムの構築とその維持・向上に努め、リスクマネジメント担当役員は定期的にリスクマネジメント委員会活動の報告を取締役にを行う。

(2) 各事業部門の責任者は、担当業務に関する適切なリスクマネジメントを実行するとともに、コンプライアンス、環境、品質、財務等の重要性の高いリスクについては、それぞれの担当組織が当社グループとしてリスクマネジメントに係る規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。

4. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための諸施策に加え、以下の体制を構築する。

(1) グループ各社の代表者が参加するグループ経営会議(国内は四半期に1回、海外は半年に1回)等を定期的に開催し、業務執行に関する重要事項の報告と協議を行うとともに、取締役・執行役員の補佐機能として各分野にオフィサーを設置して当社グループ全体の経営機能を強化する。

(2) グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、当社においてグループ会社の管理に係る諸規程を整備し、当社グループのガバナンスを強化する。

(3) グループ各社は、自らが定めた倫理憲章等の社内規程に基づき、コンプライアンス担当の役員および推進組織を設置してコンプライアンス活動を推進し、当社の倫理委員会がその活動の支援を行う。

(4) 海外においては、各取締役・執行役員が統轄・担当部門に係る事業運営の執行責任を負い、特に南米と北米には、米州事業統轄と南米事業執行・北米事業執行を置く。

(5) 代表取締役社長執行役員直轄の組織である内部監査部門は、年度計画に基づき当社グループの内部監査を実施し、取締役、監査役、執行役員および監査対象の組織責任者に結果報告するとともに、その概要を定期的に取締役会へ報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、公共の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体からの不当な要求等を一切排除する。「倫理憲章」及び「倫理行動基準」において、反社会的勢力との関係遮断を明文化し周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には速やかに担当部署へ報告・相談し、関係行政機関や法律専門家と緊密に連携して適切に対処する体制を構築している。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 **更新**

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株券等については、株主をはじめとする投資家による自由な取引が認められていることから、当社取締役会としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきものであり、特定の者の大量取得行為に応じて当社株券等を売却するか否かについても、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものであると考えている。

その一方で、会社の取締役会の賛同を得ずに行う企業買収の中には、イ. 重要な営業用資産を売却処分するなど企業価値を損なうことが明白であるもの、ロ. 買収提案の内容や買収者自身について十分な情報を提供しないもの、ハ. 被買収会社の取締役会が買収提案を検討し代替案を株主に提供するための時間的余裕を与えないもの、ニ. 買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの、ホ. 当社グループの持続的な企業価値増大のために必要不可欠なお客様、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係を破壊するもの、ヘ. 当社グループの技術と研究開発力、グローバルネットワークによる水産物のサプライチェーン、安全・安心な商品・サービスの提供など当社グループの本源的価値に鑑み不十分または不適当なもの、など当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反するものも想定される。

当社としては、このような大量取得行為をおこなう者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、この不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するため、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の利益を確保し、向上させる目的をもって当社株券等の大量取得行為に関する対応策(以下「本プラン」という。(注))を講じる必要があると考えている。

(注)当社は、平成21年5月15日開催の取締役会において、本プランの導入を決議し、平成21年6月25日開催の第94期定時株主総会において議案として付議し、承認可決された。また、本プランが平成23年6月28日開催の第96期定時株主総会終結の時をもって有効期間満了となったことに伴い、同定時株主総会における承認に基づき、本プランを一部変更し、継続した(以下継続したプランを「本プラン」という)。

2. 基本方針の実現に資する取組み

当社では、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして次の施策を既に実施している。

(1) 中期経営計画「新TGL計画」による企業価値向上への取組み

当社は、創業100年を迎える2011年に向けて2006年度より中期経営計画である「新TGL—True Global Links—計画」をスタートし、より広くより効率的に世界のパートナーと連携して水産資源をお客様の価値に変換する領域で最大限のシナジーを創り出すため、メーカー機能をコアとした高収益の事業構造を確立する活動を推進している。

「新TGL計画」経営の基本方針は以下のとおりである。

〔「新TGL計画」経営の基本方針〕

私たちは、水産資源から多様な価値を創造し、お客様にお届けすることを通して、世界の人々の健康で豊かな生活の実現に貢献する。

- (a) 水産物のグローバルサプライチェーンを構築する
- (b) 品質とコスト、研究開発とマーケティングを重視する
- (c) 自らの仕事の先端分野に挑戦し、それを開拓する
- (d) 地球や海の資源を持続的に有効活用し、環境を大切に
- (e) 企業としても個人としても折り目正しい行動をする

「新TGL計画」では、より価値を創造することができる「研究開発」と「メーカー機能」に経営資源を集中して「自然の力、科学の力と生活の価値をつなぐ新しいビジネスモデル」を創り、株主を重視した経営を進めていく。なお、2012年以降の経営計画については、2011年度中に作成し公表する。

(2) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、当社グループ全体の持続的な企業価値向上を具現化していくためにはコーポレート・ガバナンスの強化が必要であると認識しており、重要な戦略を効率的かつ迅速に決定、実行していく業務執行機能と、業務執行に対する監督機能を明確化し、経営における透明性を高めるための各種施策の実現に取り組んでいる。

具体的には、株主に対する取締役の経営責任を一層明確にするため、平成18年6月28日開催の第91期定時株主総会において取締役の任期を2年から1年に短縮し、平成21年5月15日開催の取締役会において、平成21年6月25日開催の第94期定時株主総会終了後に執行役員制度を導入すること、及び第94期定時株主総会で取締役総数を削減する定款変更議案と社外取締役2名を含む取締役選任議案とを上程することを決議し、上程された議案は、第94期定時株主総会で承認可決された。

3. 本プランの内容

(1) 本プラン導入の目的

本プランは、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するため、当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものである。

(2) 本プランの内容

イ. 対抗措置発動の対象となる行為

本プランは、(a)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買い付けその他の取得、または、(b)当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案がなされる場合を適用対象とする。

ロ. 買付説明書の提出

買付者等には、買付内容の検討に必要な情報および本プランに定める手続きを遵守する旨の制約文言等を記載した書面(買付説明書)の提出を求め、当社は、買付説明書を受領後速やかに独立委員会に提供しその旨を情報開示する。

ハ. 株主意思確認手続きまたは独立委員会への諮問手続きの選択

当社取締役会は、買付者等からの情報・資料等の提供が十分になされたと認めた場合には、所定の取締役会検討期間を設定し必要に応じて外部専門家の助言を得ながら買付内容等を十分に評価・検討等し、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての実施または不実施について、株主意思確認手続きを実施するか、または、独立委員会に諮問するか、等について決議する。

(a) 株主意思確認手続きの実施を決議した場合

株主意思確認総会等において株主投票を実施する。投票権を行使できる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記載された株主とし、投票権は、議決権1個につき1個とする。株主意思確認総会等における株主投票は、当社の通常の株主総会における普通決議に準じて賛否を決するものとし、当社取締役会は決議の結果に従い、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施について速やかに決議する。また、当社取締役会は、株主意思確認手続きを実施する旨の決議を行った場合、当社取締役会が株主意思確認手続きを実施する旨を決議した事実及びその理由、株主意思確認手続きの結果の概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行う。

(b) 独立委員会への諮問を決議した場合

当社取締役会は、株主意思確認手続きによらず本新株予約権の無償割当てを実施すると判断した場合、その合理性及び公正性を担保するために、当社の社外取締役及び社外監査役並びに社外の有識者で構成される独立委員会に諮問する。

この場合には、独立委員会は、取締役会から買付者等の買付説明書の提供を受けるのみならず、買付者等に対して買付等の内容に対する意

見、その根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。また、独立委員会は、当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、当該買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとする。

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の評価・検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等により当社の企業価値ひいては株主の共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合、当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告する。また、独立委員会は、このような買付等に該当しない場合は本新株予約権の無償割当てについて株主意思確認手続を実施することを勧告する。

当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重し速やかに決議を行うとともに、情報開示を行う。

二. 対抗措置の具体的内容

当社は、本プランに基づき発動する、大規模買付行為に対する対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを実施する。本新株予約権の無償割当ては、当社取締役会決議において定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記載された当社以外の株主に対し、1株につき本新株予約権1個の割合で無償で割り当てるものとする。但し、買付者等を含む非適格者や非居住者による権利行使は、原則として本新株予約権を行使することはできない。

ホ. 本プランの有効期間

本プランは平成23年6月28日開催の当社第96期定時株主総会において承認可決され、その有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになる。

ヘ. 株主・投資家に与える影響等

本プラン導入後であっても、本新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主に直接具体的な影響が生じることはない。他方、本新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主が本新株予約権の行使に係る手続きを行わなければその保有する当社株式が希釈化する場合がある。但し、当社が当社株式と引き換えに本新株予約権の取得を行った場合は、非適格者以外の株主の保有する株式の希釈化は生じない。

4. 本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、本プランが基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員等の地位の維持を目的とするものではないものと考えている。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足している。

(2) 株主意思を重視するものであること

本プランは、株主の意思を反映させるため、平成23年6月28日開催の第96期定時株主総会において議案として付議し、承認可決された。

なお、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の承認がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には当社株主の意思が反映されることとなっている。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、本プランの発動等に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主のために実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置した。独立委員会は、社外取締役、社外監査役、社外有識者から構成されるものとしている。また、独立委員会の判断の概要については、株主に情報開示することとされており、運用において透明性をもって行われる。

(4) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、株主総会で選任された取締役により構成される取締役会の決議により廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではない。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもない。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

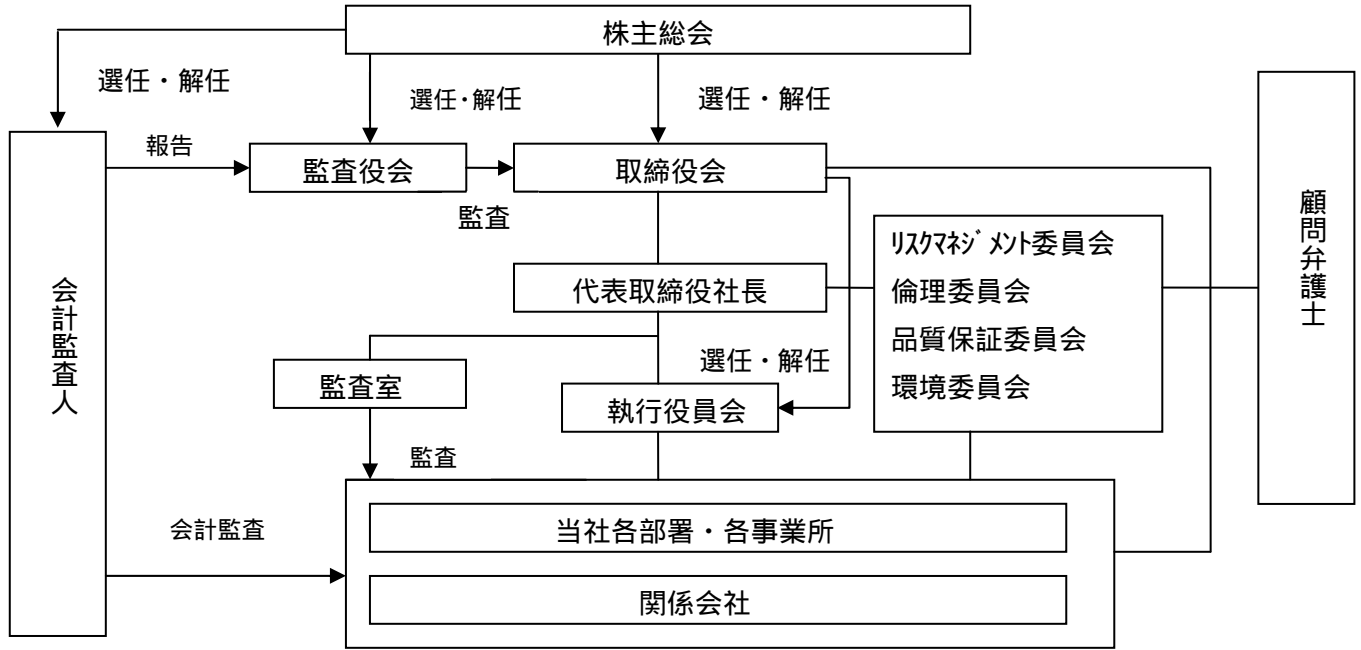
【適時開示体制の概要】

当社は「日本水産株式会社・倫理憲章」において「広く情報の開示に努めるとともに、未公開情報の管理を厳正に律する」ことを行動指針として定めております。

当社及び子会社の決定事実に関する情報、発生事実に関する情報及び決算に関する情報のうち、関係諸法令により開示が必要とされる会社情報については、原則として取締役会の決議により、緊急の場合には代表取締役の判断により、適時・適切な開示を行うこととしております。

社内の管理・監督につきましては、監査役が取締役の職務執行を監督し、社長直轄の監査室が当社及び子会社の業務の適正性について内部監査を実施しております。

コーポレート・ガバナンス体制（模式図）



適時開示体制の概要（模式図）

